

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長柄町長 月岡清孝

市町村名 (市町村コード)	長柄町 (124265)
地域名 (地域内農業集落名)	日吉 (榎本、小榎本、徳増、桜谷、長富、鴛谷東部、鴛谷西部、立鳥、針ヶ谷東部、針ヶ谷西部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の高齢化や後継者不足、有害鳥獣による農作物被害が深刻化している。
- ・耕作放棄地や遊休農地は増加傾向にあるため、農地の貸し手・借り手のマッチングが不可欠である。
- ・場所によって谷津田がある。集積・集約も検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、地域内外からの新規就農者に対し地域で支援する。さらに、施設整備と生産技術の革新による生産性の向上を図り、農家の収入増加につなげる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	327 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	327 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

長柄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく取り組みはもとより、町、農業委員会、県、農地中間管理機構、長生農業協同組合等との連携を図りながら、農地中間管理機構への貸し付けを推進し、既存の営農組合、認定農業者等への農地の集積・集約化を基本としつつ、農業を担う者による農地利用を進める。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
町、農業委員会、県、農地中間管理機構が一体となって、人員増を伴う組織及び経営基盤の強化を図り、既存の営農組合、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸借は農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営の内の集約化を目指す。また、有害鳥獣被害の多い山間部や山裾沿いなどの耕作条件不利農地が荒廃地とならないよう、果樹等の作付け推奨など当該農地の担い手確保に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るため、農業者の要望を踏まえて用排水路等の基盤整備に取り組む。また、基幹施設整備の適切な機能保全を図るため、国県の補助妻帯を得ながら定期的な改良事業の実施はもとより、通常時における各種施設設備の点検・設備の充実及び適正化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、農業委員会、県、長生農業協同組合等と連携し、新たに農業経営を行う者に対し、農地提供の有無、就農のノウハウ、有機野菜や一般農作物の栽培方法等のITを活用した多様な情報発信の実施、就農への動機づけとなる消費者ニーズ等の情報提供、セミナーや先進地視察、実施研修会の開催等により多様な経営体を確保し、地域の後継者として育成・支援に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業者の情報を地域内で共有し、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境を整備する。これにより離農に歯止めがかかり、地域全体の農業経営を維持することで、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①長柄町有害鳥獣被害防止対策協議会と連携し、鳥獣被害の防止に努める。
- ②有機肥料の使用を奨励するとともに、特産品やブランド品の創出を図る。
- ③農作業の省力化を目標とした、農業用ドローン等を活用した次世代型農業「スマート農業」の併用を図る。
- ⑤果樹の作付についての検討を進める。
- ⑦多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払交付金等を活用し、地域ぐるみの取組によって遊休農地の発生防止に努める。
- ⑧農業の持続や規模拡大を目指すための農業用施設の整備を支援し、担い手の維持確保を図る。